

浄化槽設置整備事業にかかる補助制度の見直しを求める意見書の提出について  
(滋賀県への意見書提出)

環境省が昭和62年から進めている浄化槽設置整備事業は、現在、循環型社会形成推進交付金という形で、事業実施主体である市町村に交付されているが、平成31年1月「循環型社会形成推進交付金の予算は、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の、合併処理浄化槽への転換に重点化していく」との方向性が示され、平成31年4月1日に交付金の要綱が改正された。その結果、汚水処理未普及解消につながらない場合は、補助の対象ではなくなったところである。これに伴い、滋賀県も同様の取り扱いをする決定をされ、平成31年4月1日に要綱を改正された。

しかしながら、本市では、下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域においては、浄化槽による生活排水の処理を行う形で面的整備を推進してきたことから、汚水処理未普及解消につながらない場合であっても、従来市が負担してきた分については、引き続き交付することを続けてきた。しかし、浄化槽の設置を止む無くとされた市民からの抗議の声は大きく、本市はそれに応えるべく令和5年4月からは、これまで国及び滋賀県が負担してきた補助額を市が交付する扱いとの処置をとったところである。

滋賀県は、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」第10条において、「国及び関係地方公共団体は、琵琶湖の水質の保全及び改善が近畿圏における住民の生活及び事業活動にとって極めて重要であることに鑑み、水質の汚濁の防止のために必要な規制等の措置を講ずるとともに、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の整備及び管理その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とされていることを県内各市町に先駆けて行わなければならない立場にある。

また、国が定めた「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」においても、基本的な事項として、「下水道、浄化槽、農業集落排水施設、農業用排水施設等の社会資本については、適切な維持・管理・更新を行うよう努めるものとする」となっている。

さらに、滋賀県におかれても、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」を制定され、その第9条において、「県は、合併処理浄化槽の設置に関する支援を行う市町に対して必要な財政上の措置を講ずるものとする」とされている。

よって、滋賀県においては、下記事項を確実に実行されるよう強く要望する。

記

- 1 汚水処理未普及解消に繋がらない場合であっても、単に国の方針に従うのではなく、国民的資産である「母なる琵琶湖」の保全及び再生を進めていくために、平成30年度まで実施されていた支援を県内市町が受けられるよう補助要綱の改正を行うこと。
- 2 国に対しては補助制度の見直し（復元）と予算の確保について要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

近江八幡市議会議長

滋賀県知事 三日月 大造 殿 宛